

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

大栄環境グループ(以下「当社グループ」という)は、お客様や社会からの信頼に応え、企業価値を高めていくために「経営の公正性と透明性」、「取締役会・監査役会の監督機能の充実」を図り、企業競争力の強化、迅速かつ合理的な意思決定の確保、透明性の高い健全な経営に取り組んでおります。また、「内部統制基本方針」を制定し、内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制を確立しております。

さらに、リスク管理・コンプライアンス委員会の設置、迅速な意思決定や機動的な業務執行、グループ経営を図るため、グループ経営会議を設置し、企業価値を向上させるとともにコーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】

2023年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家や海外投資家による議決権行使が可能な環境を提供する予定です。株主総会の招集通知等の英訳は現時点では行っておりませんが、今後、株主の利便性を勘案し、適時英文による開示を進めていく方針です。

【補充原則3-1③】

当社グループは、人間生活・産業・自然と共生し、社会に貢献する企業であり続けるために、長期的視点をもって社会課題の解決に繋がるESG(環境・社会・ガバナンス)施策に取り組んでおり、中期経営計画にも織り込んでおります。また、当社のホームページ(<https://www.dinsgr.co.jp/csr/policy/>)において、ESG施策を含むサステナビリティについての取り組みを開示しております。

TCFD提言の枠組みに沿って、気候変動が当社グループの事業に与える影響を認識し、リスクの低減のための対策や収益機会を成果に結びつける施策について分析を進めております。今後、サステナビリティ推進委員会で対応を進め、TCFD提言に基づく情報開示を進めてまいります。当社グループは、気候変動対策に主体的に取り組むことで、脱炭素社会に貢献してまいります。

【補充原則4-2①】

取締役(社外取締役除く)の各報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の貢献度、会社の業績や経営内容等を総合的に考慮し個別の報酬額を作成した各報酬額案を指名・報酬諮問委員会で審議し、その内容を踏まえ最終的に取締役会が決定しております。今後、中長期的な業績と連動する報酬の導入について検討を進めていく方針です。

【補充原則4-2②】

当社グループは、サステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題であると認識しており、社会的責任を担う企業市民の一員として、今後もサステナビリティへの取り組みをさらに広げるとともに、当社グループの持続的な成長に資するための人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の分配や事業ポートフォリオマネジメント体制を構築してまいります。

【補充原則4-11①】

当社の取締役会は独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されております。当社の取締役は、知識・経験・能力等をバランスよく備え、ダイバーシティを考慮した人材で構成されております。一方で、他社での経営経験を有する独立社外取締役は選任しておらず、今後選任について検討を進めていく方針です。

なお、スキルマトリックスについては、指名・報酬諮問委員会で内容を審議したうえで作成しており、当社のホームページ(<https://www.dinsgr.co.jp/csr/governance/>)において開示しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、自社の資本コストを的確に把握した上で、IR活動を通して事業の活動内容や方向性を示し、目標達成に向けた事業ポートフォリオの見直しや設備投資・人材投資等を含む具体的な施策を分かりやすく説明するよう努めてまいります。今後、中長期的な経営計画を公表し、具体的な経営目標についても公表していきたいと考えております。

【補充原則5-2①】

事業ポートフォリオに関する基本的な方針につきましては、取締役会で議論のうえ、中期経営計画の公表と合わせて公表する予定としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、安定的・長期的な取引関係の構築や取引強化等の観点から、政策保有株式として取引先の株式を保有しております。保有する株式の状況については、四半期に1度、取締役会に報告しております。取引関係の強化、当社事業の発展に資すると判断する限り継続保有いたしますが、保有する意義の乏しい銘柄は、適宜株価や市場動向を考慮し取締役会の決議を得て売却いたします。なお、新規の政策保有株式の取得は行わない方針です。

議決権行使にあたっては、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかの観点から、議案内容を精査しております。

[原則1－7 関連当事者間の取引]

当社は「関連当事者管理規程」を制定し、新規の競業取引、利益相反取引を含む取締役や主要株主等との間の取引については取締役会の決議事項とし、既存の取引については、取締役会の報告事項とすることで、取引条件及び取引の妥当性等について十分に審議の上、意思決定する体制を構築しております。

[補充原則2－4①]

1. 中核人材の登用等における多様性に関する考え方

人材の多様性を高め、新しい価値創造ができる人材確保をすべく、当社では、女性や障がい者、様々な職歴を持つキャリア採用を積極的かつ継続的に実施し、多様な人材が生き生きと活躍できる職場の実現を目指し、環境の整備や教育制度の充実を図ってまいりました。

これまでの取り組みに加え、個人の能力に基づく評価・登用を徹底するとともに、人事ローテーションを積極的に行い、多様な働き方を促し、新たな事業の創造を進めていくために、属性が偏らない選考と育成を進めております。

2. 多様性の確保のための自主的かつ測定可能な目標と現状について

2022年4月1日現在、女性管理職は3.7%となっております。

2023年3月末までに女性管理職比率を4.0%以上とする目標を掲げ、多様な働き方など仕事と家庭を両立できる環境を整えるとともに、外部セミナーの受講など管理職候補の女性の参加を推進する取り組みを進めていきます。なお、女性管理職比率については2027年3月末までに8.0%以上を目指しております。

中途採用者の管理職比率は、2022年4月1日現在で80.6%と高いため、目標は設定しておりません。また、国内展開のみであることから外国人の目標は設定しておりません。

[原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

年金資産の運用について、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している運用受託機関に委託しております。運用目標の達成や必要に応じた資産構成の見直しが行われていることを社内でモニタリングを実施し、定期的に運用機関から報告を受け、スチュワードシップ活動を確認しております。

年金担当者としてファイナンシャルプランナーの資格を持つ人材を登用しており、リスク管理の徹底を図っております。また、専門家から随時助言を得ており、知見も供給されております。

確定給付企業年金の運用については、運用受託機関の運用方針に則り運用されており、当社が運用銘柄等の指定ができない体制となっております。今後についても、当社が年金資産の運用に直接かわかることは予定しておりません。

[原則3－1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念等は、当社のホームページ (<https://www.dinsgr.co.jp/about/idea/>) に掲載しており、「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」に則って実践に努めております。

(ii) 本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定しております。なお、指名・報酬諮問委員会の審議事項については「指名・報酬諮問委員会規程」に定めております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

上記同様に取締役の選任にあたっては、指名・報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会で決定しております。なお、候補者選定における考慮要素、独立社外役員の独立性の判断基準、解任検討における考慮要素については、指名・報酬諮問委員会における内規に定めております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役の選解任理由は、株主総会招集通知にて開示しております。

[補充原則3－1③]

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」[補充原則3－1③]をご参照ください。

[補充原則4－1①]

取締役会は、法令及び定款に定められた事項や「取締役会規程」及び「職務権限規程」で定める当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

[原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に基づき、指名・報酬諮問委員会で審議し、取締役会で候補者を決定しております。

[補充原則4－10①]

過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬に関する事項の検討・審議をしております。役員選任においては、ジェンダー、スキルの観点考慮し、指名・報酬諮問委員会で審議しております。

[補充原則4－11①]

本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」[補充原則4－11①]をご参照ください。

[補充原則4－11②]

取締役が他の会社の役員を兼務する場合は、他社役員との兼務状況が合理的な範囲であるかを考慮しております。役員の兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書において記載しております。

[補充原則4－11③]

当社では、取締役・監査役全員を対象に、取締役会における審議や取締役会の実効性を確保するための環境整備等に関してアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会の実効性を分析、評価しております。当該アンケート結果は、当社のホームページ (<https://www.dinsgr.co.jp/csr/governance/>) 上で開示しております。

[補充原則4－14②]

経営管理本部総務部が事務局として、全取締役・監査役を対象とした研修会を年1回開催し、外部専門家等によるセミナーを受講することで随時トレーニングを行うこととしております。トレーニングの内容については、当社のホームページ (<https://www.dinsgr.co.jp/csr/governance/>) 上で開示しております。

[原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、年に4回の決算説明会や年2回の株主通信の発行を実施し、積極的な情報発信をすることで株主と建設的な対話を行うよう努めております。また、株主との対話について、IR担当部署である社長室を中心として経営管理本部や社内各部門との部門横断的な情報共有を図り、有機的な連携をとる体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ウイングトワ株式会社	61,399,500	64.58
大栄環境従業員持株会	1,374,900	1.45
金子 文雄	47,300	0.05
井上 吉一	46,800	0.05
大田 成幸	46,800	0.05
篠原 啓二	46,800	0.05
東井 基光	15,600	0.02
石川 光一	15,600	0.02
出射 邦彦	15,600	0.02
下田 守彦	15,600	0.02

支配株主(親会社を除く)の有無	ウイングトワ株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

ウイングトワ株式会社は、当社の代表取締役社長である金子文雄及びその親族の資産管理を目的とする会社であり、金子文雄及びその親族が出資しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、取引条件を一般の取引条件と同等とし、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。取引が発生した場合は、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成された特別委員会を設置し審議いたします。また、「関連当事者管理規程」を制定しており、新規の競業取引、利益相反取引を含む取締役や主要株主等との間の取引については取締役会の決議を要することとし、取引条件及び取引の妥当性等について十分に審議の上、意思決定する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村井 一雅	公認会計士						△					
村上 知子	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村井 一雅	○	村井一雅氏は、当社と2020年3月期まで会社法上の監査契約がありましたが、現時点において監査契約がないことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと考えております。	村井一雅氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計、税務に関する相当程度の知見を有していることから、独立した立場からの当社の経営への適切な助言により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、選任しております。 東京証券取引所が定める独立性要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役であると判断し、当社独立役員に指定しております。
村上 知子	○	—	村上知子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、独立した立場からの当社の経営への適切な助言により、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が期待できるものと判断し、選任しております。 東京証券取引所が定める独立性要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役であると判断し、当社独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める旨定款に規定しており、株主総会で決議された限度額の範囲内で役職、在任期間、業績等を総合的に勘案し、決定しております。

また、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、指名・報酬諮問委員会を設置しており、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長1名及び独立社外取締役2名で構成しております。指名・報酬諮問委員会においては、取締役の報酬体系、報酬決定の方針等の取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申をしております。

監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内で監査役会の協議により、決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役が主催して、監査役会、会計監査人及び監査室による三様監査連絡会を定期的に開催しており、相互の監査計画の情報交換及びその説明・報告など意思の疎通を図っております。

また、適時に必要な情報共有ができる三者の連携関係が構築されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
魚住 隆太	公認会計士													
北嶋 紀子	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
魚住 隆太	○	—	魚住隆太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見やサステナビリティに関する知識や経験を有しており、上場会社において社外監査役も務めていることから、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができると判断し、選任しております。 東京証券取引所が定める独立性要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役であると判断し、当社独立役員に指定しております。
北嶋 紀子	○	—	北嶋紀子氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、上場会社において社外監査役も務めていることから、独立した立場から当社の経営全般に対する監査・監督機能を高めることができると判断し、選任しております。 東京証券取引所が定める独立性要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役であると判断し、当社独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たすものをすべて独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

— — —

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬などの総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
また、有価証券報告書において役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める旨定款に規定しており、株主総会で決議された限度額の範囲内で役職、在任期間、業績等を総合的に勘案し、決定しております。
また、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、指名・報酬諮問委員会を設置しており、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長1名及び独立社外取締役2名で構成しております。指名・報酬諮問委員会においては、取締役の報酬体系、報酬決定の方針等の取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申をしております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役が追加の情報提供を求める場合は、取締役会運営事務局である経営管理本部総務部が情報提供する等して対応しております。また、取締役、監査役が各部門に直接問い合わせることも可能となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、独立社外取締役2名を含む取締役6名で構成されております。原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な対応を図っております。また、経営に関する重要事項の意思決定を行っており、独立社外取締役の選任により、経営の透明性を確保しております。当該取締役会には監査役3名も出席し、取締役の職務の執行状況について、法令・定款に違反していないかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されており、原則毎月1回開催しております。取締役の職務の執行状況について情報共有・意見交換がなされるとともに、常勤監査役より重要な会議体での監査状況、社内文書の閲覧結果等について報告がなされ、監査室や会計監査人との連携についても協議しております。また、社外監査役は、会計に関する高度な知識を有する公認会計士及び法務に関する高度な知識を有する弁護士であり、監査役会の監査・監督機能の強化を図っております。

指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長1名及び独立社外取締役2名で構成しております。指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役の選解任の方針及び基準、取締役の報酬体系、報酬決定の方針等の取締役会から諮問を受けた事項について審議し、取締役会に対して答申をしております。

グループ経営会議は、当社の常勤取締役、常勤監査役及び当社のグループ本部に駐在する執行役員を構成員とし、必要に応じて当社グループ子会社を含む関係者が出席しております。原則毎月1回開催しており、グループ経営の最適化を図るため、当社グループの経営に係る意思決定を全社的な観点で行っております。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役、経営管理担当取締役、経営管理本部長、総務部長、監査室長を委員として構成されており、四半期に1回以上開催しております。リスク管理に関して標準的な事項を定め、リスク発生の防止とコンプライアンスの徹底を行うことにより、当社グループの損失の最小化及び社会的信用の向上に努めております。また、部門ごとにリスク管理推進責任者及びリスク管理推進担当者を設けることでリスク管理・コンプライアンスに関する事項の各部門への周知徹底を図っております。

賞罰委員会は、経営管理本部長を委員長とし、常勤監査役、人事部長、総務部長、監査室長を委員として構成しております。就業規則に定める表彰・懲罰に関する規定の厳正妥当な運用を通じて経営の健全化に努めております。

サステナビリティ推進委員会は、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役、社長室長、経営戦略部長、購買部長、経営管理本部長、事業本部長、営業本部長を委員として構成されており、年2回以上開催しております。サステナビリティ基本方針の策定・改定、マテリアリティ(重要課題)の特定、社会課題の解決に向けた目標設定と進捗管理を行います。また、取締役会からの諮問により、サステナビリティ推進の観点から経営計画について議論を行い、取締役会に対して答申しております。

監査室は、監査室長含め11名体制であり、当社グループの内部監査を実施しており、代表取締役社長直属の組織として業務執行部門からの独立性を確保しております。また、監査役や会計監査人とも連携し、実効性のある内部監査を実施しております。

意思決定と業務執行の分離による迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。また、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、リスク管理・コンプライアンス委員会の設置や迅速な意思決定や機動的な業務執行、グループ経営を図るため、グループ経営会議を設置しており、企業価値を向上させるとともに有効なガバナンス体制に資すると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案について十分に検討時間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日は可能な限り避けるなど、日程について配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	2023年6月開催の定時株主総会より、インターネット等による議決権の行使が可能な環境を提供する予定です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2023年6月開催の定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家や海外投資家による議決権行使が可能な環境を提供する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	英文による招集通知の開示を進めていく方針です。
その他	株主総会の招集に係る取締役会決議等の諸手続が完了次第、招集通知に記載する情報は速やかに電子的公表を実施いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにIR専用サイトを設け、開示してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会は年に4回実施し、当社の経営方針や持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みについて、株主に対して適切な情報を適時に提供し、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を実施する方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が直接説明する場として、投資家・アナリスト向けの決算説明会を実施いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家等の比率等を勘案のうえ、今後検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用サイトを設け、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書等を開示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、社長室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「大栄環境グループ ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を策定しております。当該ガイドラインを全社員が実践することで、より一層社会から信頼され必要とされる企業となり、誇りをもって働くことができる大栄環境グループを築き上げてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティに関する取り組みは、当社のホームページ (https://www.dinsgr.co.jp/csr/) において開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」を制定し、適正な情報を開示できる体制を構築しており、株主の実質的な平等性を確保いたします。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制基本方針」を制定し、内部統制システムを整備することにより、適法かつ効率的に業務を執行する体制を確立しております。当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況は以下のとおりであります。

- 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部門と権限、担当取締役を定める。
 - 「関係会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要事項について事前に承認・報告を受ける。
 - 当社の担当取締役は、定期的に当社の取締役会に業務執行状況・財務状況等を報告する。
 - 当社の監査室による子会社の監査を実施する。
 - 危機発生時における当社への連絡体制を整備する。
- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び使用人が遵守すべき具体的行動基準として「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定するほか、定款及びその他の社内規程を遵守し、行動する。特に反社会的勢力との関係遮断については、「反社会的勢力排除規程」等の規程を整備し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
 - 法令や定款に違反する行為を発見した場合の「内部通報制度規程」を制定し、内部通報体制を構築する。
 - 取締役は、重大な法令違反その他社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに当社の監査役会(子会社については監査役)に報告するとともに、遅滞なく取締役会(子会社については取締役会及び当社の取締役会)に報告する(取締役会非設置の子会社については、直ちに社長に報告するとともに、遅滞なく当社の取締役会に報告する)。
 - 監査室による内部監査体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに取締役会を月次で開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2) 「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項及び社長、部門長に委任される事項を規定する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、法令及び「文書取扱規程」に従い、定められた期間、保存・管理する。

5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。当社の経営管理本部総務部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

6. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理は、「リスク管理・コンプライアンス規程」に基づき、一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- (2) 当社グループの財務報告に関する内部統制を整備し、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、財務報告の信頼性を確保する。

7. 監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。

8. 監査役を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、「監査役会規程」にしたがい、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するために、取締役会等の会議に出席する。
- (2) 監査役は、当社の監査室と連携し、各部・事業所及び当社グループ子会社への往査を適時実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものいたします。当社の経営管理本部総務部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

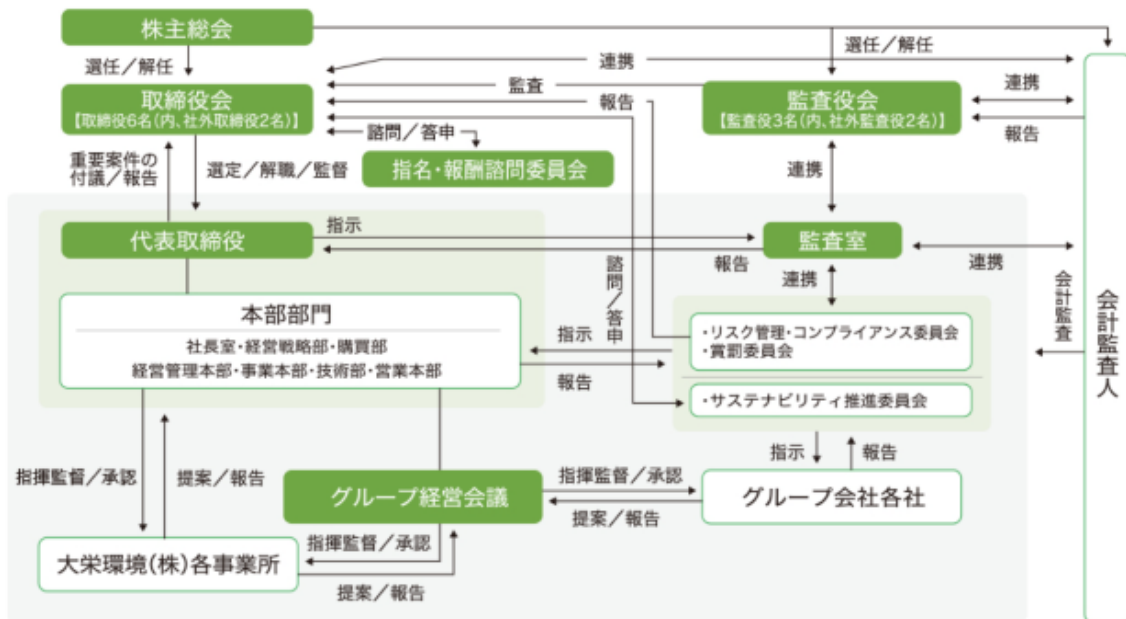
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

■ コーポレートガバナンス体制



■ 適時開示体制の概要

